

大阪市告示第1376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大阪府知事より大阪都市計画都市再生特別地区の変更（令和6年大阪府告示第1313号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年10月4日

大阪市長 横山英幸

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画都市再生特別地区の変更

（梅田一丁目中央地区）

2 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）